

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	群馬県 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく資金の貸付けに関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

群馬県は、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく資金の貸付事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

群馬県知事

公表日

令和3年9月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく資金の貸付けに関する事務
②事務の概要	群馬県では、母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦等に対し、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき資金の貸付けを行っている(中核市を除く)。 具体的に実施する事務は:①資金の貸付申請の受理、審査、応答 ②特例児童扶養資金の貸付に對す未済額の償還免除申請の受理、審査、応答
③システムの名称	群馬県母子父子寡婦福祉資金貸付償還システム
2. 特定個人情報ファイル名	
母子父子寡婦福祉資金貸付台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法別表第一 43の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第34条 母子及び父子並びに寡婦福祉法第13条、第15条第2項、第31条の6、第32条、附則第3条及び第6条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】 番号法別表第二 63の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第34条 【情報提供】 番号法別表第二 26の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条 番号法別表第二 30の項 番号法別表第二 87の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第44条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	生活こども部児童福祉・青少年課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	生活こども部県民活動支援・広聴課情報公開係 〒371-8570 前橋市大手町1-1 TEL 027-226-2270
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	生活こども部児童福祉・青少年課 TEL 027-226-2624

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年3月2日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年3月22日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月10日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法別表第一 43の項 並びに主務省令第34条 母子及び父子並びに寡婦福祉法第13条、第15条第2項、第31条の6、第32条、附則第3条及び第6条	番号法別表第一 43の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第34条 母子及び父子並びに寡婦福祉法第13条、第15条第2項、第31条の6、第32条、附則第3条及び第6条	事後	
令和1年6月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法別表第二 63の項(照会)及び87の項(提供) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第34条及び第44条	【情報照会】 番号法別表第二 63の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第34条 【情報提供】 番号法別表第二 26の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条 番号法別表第二 30の項 番号法別表第二 87の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第44条	事後	
令和1年6月10日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ①部署	群馬県子ども未来部児童福祉課	子ども未来部児童福祉課	事後	
令和1年6月10日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長	児童福祉課長 藤巻 敦	課長	事後	
令和1年6月10日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	健康福祉部子ども未来局児童福祉課 TEL 027-226-2624	子ども未来部児童福祉課 TEL027-226-2624	事後	
令和1年6月10日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成26年9月1日時点	平成31年3月2日時点	事後	
令和1年6月10日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成26年9月1日時点	平成31年3月22日時点	事後	
令和1年6月10日	IVリスク対策	—	IVリスク対策に記載のとおり	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ①部署	子ども未来部児童福祉課	生活子ども部児童福祉・青少年課	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	生活文化スポーツ部県民センター情報公開係	生活子ども部県民活動支援・広聴課情報公開係	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	子ども未来部児童福祉課	生活子ども部児童福祉・青少年課	事後	